

平成19年から税源移譲によって

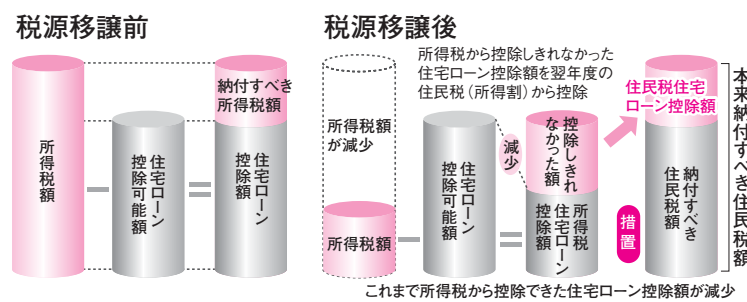
所得税・住民税が変わっています

身近でより良い行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの人は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は、基本的には変わりません。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、申告が必要です!

控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除されます。申告期限 平成20年3月17日

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が、減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、市税務課へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住宅ローン控除 Q&A

Q 住民税の住宅ローン控除額の金額は、どう決まるの?

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの?

A 給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 平成19年以降に入居した場合は?

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、西大寺税務署にお問い合わせください。西大寺税務署 ☎086-942-3815

住宅ローン控除モデルケース【夫婦+子ども2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合】

申告しないと...	税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	負担額	申告すれば...
	所得税	263,000	263,000	0	
	住民税	196,000	0	196,000	
	合計	459,000	263,000	196,000	

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

控除額が減少し、負担が増加します。

※夫婦+子ども2人の場合で子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

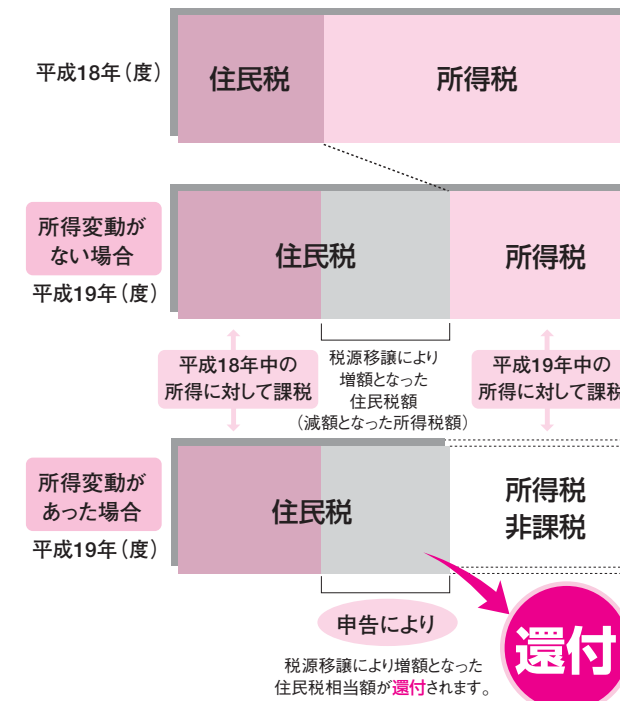
平成19年に所得が減って、所得税が課税されなくなった人は、申告が必要です!

◇申告期間 平成20年7月1日~31日

◇申告先 市税務課(転居した人は、平成19年1月1日現在お住まいの市町村)

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要となります。



所得変動のモデルケース ●夫婦給与収入500万円の場合●

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この経過措置は適用されません。
 ※この経過措置の対象となる人は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる人に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

平成17年1月1日時点で65歳以上の人へ 住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢にかかわらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。

急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の人	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止	
	◇経過措置の第1段階として	
	税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◇経過措置の第2段階として	
	税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度~	◆経過措置の廃止	全額負担

■問い合わせ先 市税務課 ☎0869-22-1114